平成２５年（フ）第１１号
千葉県柏市豊四季台３丁目１番10―701号
債務者　鈴木二三郎
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３６号
千葉県流山市大字東深井268番地の８
債務者　松本　信行
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３８号
千葉県柏市南逆井７丁目18番９号
債務者　鈴木　眞司
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４２号
千葉県柏市つくしが丘３丁目26番13号　ハンプトンコート新柏204号
債務者　奥村　奈美
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５０号
千葉県松戸市六実４丁目14番地の９　兵庫マンション103号
債務者　渋谷　綾子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５３号
千葉県柏市南逆井６丁目28番７号
債務者　山口いづみ
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６０号
千葉県松戸市串崎新田227番地の42　ロイヤルパレスⅢ―101号
債務者　堀山　　崇
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１２号
山梨県甲府市城東２丁目12番４号　池谷方
債務者　髙野　陽子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
山梨県北杜市高根町五町田1112番地
債務者　中澤三枝子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
山梨県甲府市貢川１丁目10番28号37
債務者　齊藤　政行（旧姓野澤）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
長野県松本市征矢野２丁目４番27号　サラーム征矢野202、前住所長野県北安曇郡松川村7033番地137
債務者　伊藤　　功
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６７３号
仙台市若林区沖野３丁目２番56号
債務者　庄司　ゆり
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９４３号
仙台市泉区旭丘堤２丁目21番１号　リーベンス黒松308
債務者　外柳　千草
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
仙台市青葉区新川字下山際20番地
債務者　石垣よしえ
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４４号
宮城県亘理郡亘理町長瀞字稲荷前56番地
債務者　阿部　弘樹
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４７号
宮城県岩沼市桜１―２―25　医療法人小島慈恵会小島病院内、住民票上の住所宮城県白石市字祢宜内８番地２
債務者　加茂　文子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２５号
秋田県にかほ市象潟町字５丁目塩越53番地
債務者　三浦　峻輔
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
秋田地方裁判所本荘支部